

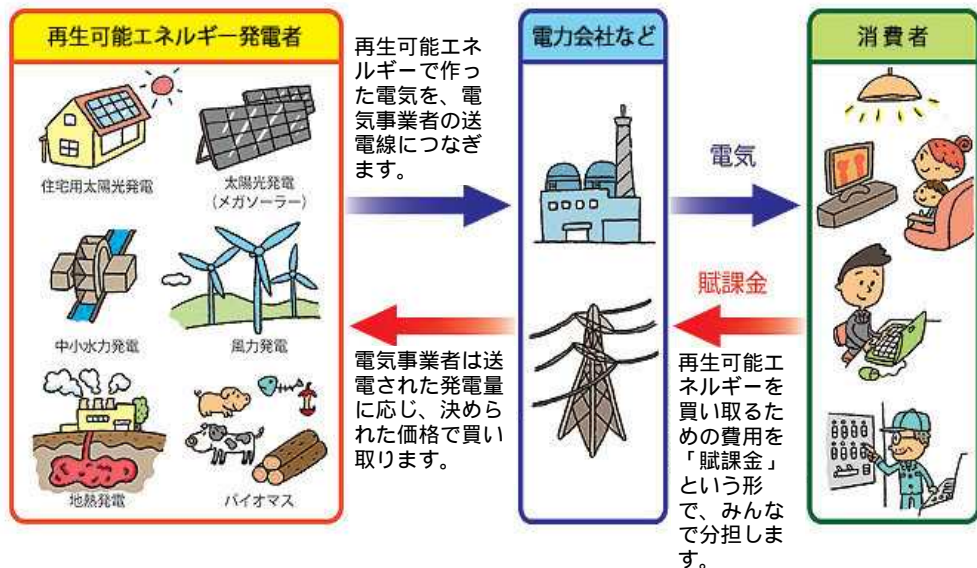
固定価格買取制度の概要

再生可能エネルギーで発電された電気をその地域の電気事業者が一定価格で買取を国が約束する制度です。電気事業者が買い取る費用を電気の利用者全員から賦課金という形で集め、コストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。

この制度により、再生可能エネルギーの設備投資回収の見通しを立ちやすくし、より普及を進めることがねらいです。

売電するには、その設備が国の認定を受けなければなりません。対象となるエネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスです。太陽光で出力10kW未満のものは余剰買取、その他は全量買取となります。

固定価格買取制度のイメージ



平成25年度の調達価格と期間

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

買取価格や買取期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

電源	調達区分	調達価格1kWh当たり		調達期間
		税込	税抜	
太陽光	10kW以上	37.80 円	36 円	20 年
	10kW未満 (余剰買取)	38.00 円 (*1)	—	10 年
	10kW未満 (ダブル発電・余剰買取)	31.00 円 (*1)	—	
風力	20kW以上	23.10 円	22 円	20 年
	20kW未満	57.75 円	55 円	
地熱	1.5万kW以上	27.30 円	26 円	15 年
	1.5万kW未満	42.00 円	40 円	
水力	1,000kW以上 30,000kW未満	25.20 円	24 円	20 年
	200kW以上 1,000kW未満	30.45 円	29 円	
	200kW未満	35.70 円	34 円	

電源	バイオマスの種類	調達価格1kWh当たり		調達期間	
		調達区分	税込		税抜
バイオマス	ガス化 (下水汚泥)	メタン発酵	40.95 円	39 円	20 年
		ガス化 (家畜糞尿)	—	—	
	固形燃料燃焼 (未利用木材)	未利用木材	33.60 円	32 円	
		一般木材 (含バーム椰子殻)	25.20 円	24 円	
	固形燃料燃焼 (一般廃棄物)	廃棄物系 (木質以外)	17.85 円	17 円	
	固形燃料燃焼 (下水汚泥)	バイオマス	—	—	
固形燃料燃焼 (リサイクル木材)	リサイクル木材	13.65 円	13 円		

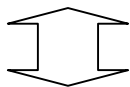
(*1)消費税の取扱いについて 消費税については、将来的な消費税の税率変更の可能性も想定し、外税方式とすることとした。ただし、一般消費者向けが大宗となる太陽光発電の余剰買取の買取区分については、従来どおり内税方式とした。

出典：資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック」、政府広報HP

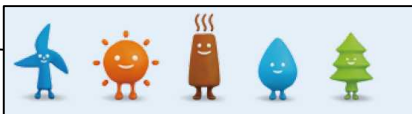
固定価格買取制度の成立の背景

わが国のエネルギー事情

エネルギー需要の多くを化石燃料でまかなっており、全エネルギーの96%を海外から輸入される資源に頼っています。
(エネルギー自給率約4%)



日本には豊富な自然エネルギー資源(太陽、風、水、森林など)が存在しますが、まだほとんど活用できていません。



なぜ?

コストが高く導入の敷居が高い...

1kwh当たりのコストは太陽光で約40円、その他の再生可能エネルギーは約20円、火力や原子力は10円以下とされています。

再生可能エネルギー導入促進上の大きな課題

再生可能エネルギーの利用拡大へむけて

電気事業者による再生可能エネルギーの買取(一定以上の利用の義務付け)開始(2003年)

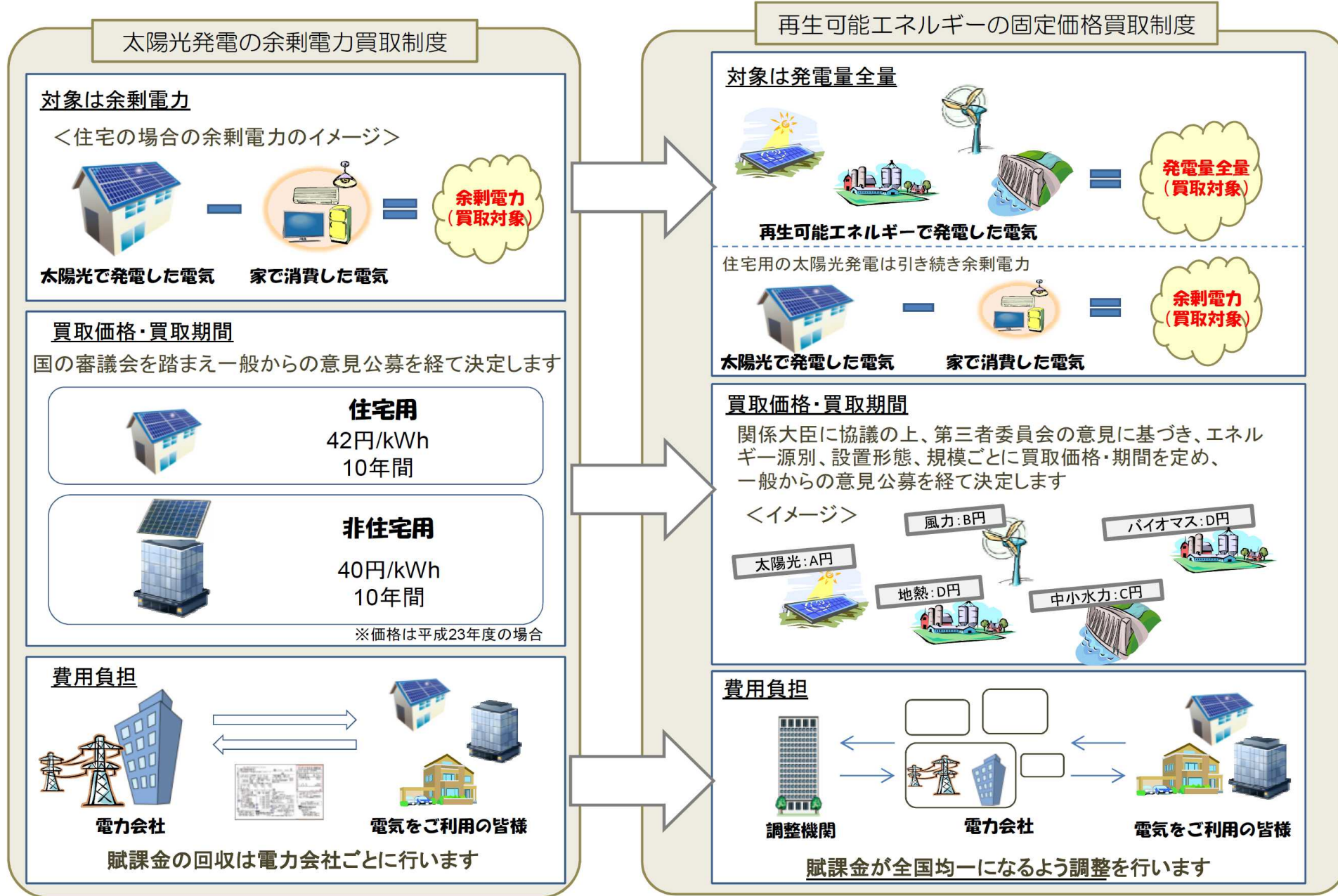
太陽光発電の余剰電力買取制度の開始(2009年)
全国一律の固定価格で10年間の買取
10年以後は電力会社との契約により価格を決定

固定価格買取制度の前身として、住宅用太陽光分野で固定価格買取のスタート
国全体をあげた再生可能エネルギーの普及促進へ向け、民間の協力とコスト軽減

再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタート(2012年7月)
買取の対象が太陽光以外にも風力、地熱、中小水力、バイオマスによって発電された電力へと広がり、全量買取も可能となりました。
余剰電力買取の場合は従来と大きな変更はありません。

— 規模が大きくなると単価が下がることに加え、売電単価は電力使用量よりも高いので、とくに全量買取でコスト回収のめどが立ちやすくなりました。

太陽光発電の余剰電力買取制度（旧制度）と固定価格買取制度の比較



出典：資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの固定価格買取制度について」

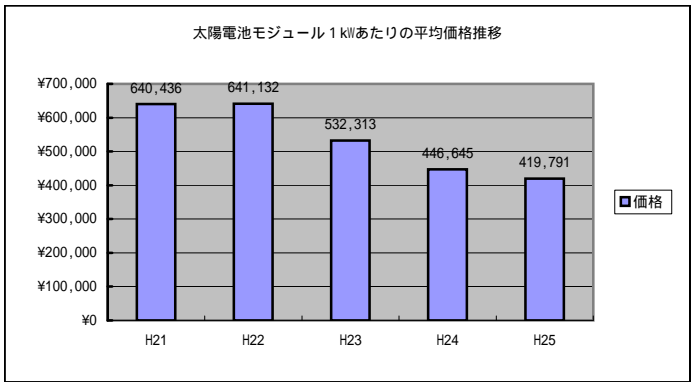
買い取り制度の優位性と補助金の必要性の是非

庄原市における住宅用太陽光発電システム導入状況

庄原市の補助金を利用した住宅用太陽光発電システムの設置状況は、補助金制度が開始された平成21年度以降、規模が拡大してきています。平均価格が下落傾向にあることが理由であると考えられます。

【各年度の平均出力】

H21：平均4.01kW
 H22：平均4.51kW
 H23：平均4.53kW
 H24：平均4.73kW
 4.45kW（6.30までの平均）
 5.17kW（7月1日以降の平均）
 H25：平均4.71kW（12.31時点）



注) 補助金申請においては固定価格買取制度のスタート以後、一時的に規模拡大を後押ししたとも解釈できますが、その後目立った変化はありません。補助金申請時のデータが元になるため、補助対象外のものにはデータに含みません。

太陽光発電による収支の試算

平成25年度に庄原市で平均的な規模と価格のシステムを設置したと仮定します。

- ・出力：4.7kW
- ・設置価格420,000円/kW
- ・家庭での消費電力量300kWh/月（参考：電気事業連合会HP）
- ・中国電力「従量電灯A」契約（26円/kWh）
- ・設備利用率12%（参考：リサイクルプラザ太陽光発電システムのH24実績）
- ・売電率56%（出典：新エネルギー財団「都道府県別kW当たりの年間発生電力量と年間売電電力量（10年間）」）

余剰電力買取の例				10kwで全量買取とした場合			
年間発電量	4941kWh	電気料金削減	56,524円	年間発電量	10512kWh	売電電力量	10512kWh
自家消費量	2174kWh	売電収入	105,146円	売電収入	397,353円	設置価格	4,200,000円
売電電力量	2767kWh	設備投資回収効果	161,670円/年	設置価格	4,200,000円	設備投資回収効果	397,353円/年
設置価格	1,974,000円						
	$1,974,000 \div 161,670$		<u>12.2年</u>		$4,200,000 \div 397,353$		<u>10.6年</u>
10年間の買取期間での回収は厳しいが、法定耐用年数である17年の間に回収可能であると考えられます。				20年間の買取期間で回収可能			
10年後以降の価格については電気事業者との契約により決定します。							

これらの数値から、買取制度の優位性が伺え、費用補助の必要性は薄いと考えられます。単純比較はできないが、特に全量買取の場合早期回収が可能で、買取制度の優位性がみてとれます。

【参考】国、他自治体の状況

県内各市町	補助金額	条件	補助金額	条件	補助金額	条件	
広島市	3万円/件		福山市	4万円/件	融資斡旋あり	安芸高田市	0.75万円/kW（上限3万円）
呉市	5万円/件		府中市	4万円/件		江田島市	7万円/件（太陽光+省エネ設備）
竹原市	1.75万円/kw（上限7万円）		三次市	3.5万円/kW（14万円上限）		熊野町	3万円/件（太陽光+省エネ設備）
三原市	3万円/kW（上限15万円）		東広島市	5万円/件		大崎上島町	5万円/件
尾道市	5万円/件		廿日市市	5万円/件		世羅町	3万円/kW（上限10万円）
						神石高原町	4万円/kW（上限16万円） 太陽光+省エネ設備の場合 5万円/kW（上限20万円）

経済産業省は平成25年度で補助金を終了する方針を発表しています。